

新型コロナウイルス感染症対策を行う障がい福祉サービス施設・事業所等 障がい福祉サービス施設・事業所等で働く皆さまへ

「福井県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業」 (障がい福祉サービス等分)のご案内

1

新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら、障がい福祉サービスの継続に努めていただいた職員の皆さまに慰労金を支給します

2

感染症対策を徹底した上で障がい福祉サービスを提供するために必要な経費を支援します

3

障がい福祉サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備などを支援します

① 職員の皆様への慰労金の支給

- 対象者：対象期間に県内の全ての障がい福祉サービス施設・事業所に通算10日以上勤務し、利用者と接する職員
- 支給額：●感染者が発生または濃厚接触者に対応した事業所に勤務し利用者と接する職員**20万円**
●その他の事業所で勤務し利用者と接する職員**5万円**
(4頁目「Q&A」Q3も併せてご参照ください)

② 感染症対策の支援

- 対象事業所：令和2年4月1日以降に感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要なかかり増し経費が発生した施設・事業所
- 支援対象経費：かかりまし経費
(例) 感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、感染発生時対応・衛生用品保管などに使える多機能型簡易居室の設置などに要する経費
- 助成上限額：サービス種別ごとに設定しています
(多機能型事業所においては、実施するサービス種別のうち、最も高い基準単価が上限となります)

③ 障がい福祉サービス再開に向けた支援

1. 相談支援事業所、在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成

- 対象事業所：令和2年4月1日以降にサービス利用休止中の利用者へ利用再開のための支援を行った相談支援事業所、在宅サービス事業所(通所系サービス事業所、訪問系サービス事業所、地域移行事業所)
- 助成額：1利用者当たり**1,500円~2,500円**
(サービス種別ごとに設定) ※1利用者につき1回まで助成することができます

2. 在宅サービス事業所における環境整備への助成

- 対象事業所：令和2年4月1日以降に感染防止のための環境整備を行った相談支援事業所、在宅サービス事業所
- 支援対象経費：「3つの密」を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する費用
- 助成上限額：**20万円**

申請方法（法人用）

1. 申請に当たっての注意点

（1）慰労金の支給

- 利用者と接する職員で、対象期間に10日以上勤務した者を特定した上で、慰労金の代理申請・受領の委任状を徴収します。委任状は法人で保管します。
- その際、派遣労働者、業務委託受託者の従事者についても、派遣会社・受託会社と相談して、対象となる業務に10日以上勤務している職員の一覧を提出してもらうことなどにより、慰労金の対象者を特定した上で、慰労金の代理申請・受領の委任状を徴収します。委任状は法人で保管します。
※派遣労働者、業務委託受託者の従事者も、利用者との接触を伴い、かつ、継続して提供が必要な業務を行う場合は、慰労金の対象となります。

（2）感染対策防止・介護サービス再開に向けた支援

- 福井県のHP等により支援の対象経費について確認し、申請額を積み上げます。
※令和2年4月1日から令和3年1月31日までにかかる費用が対象となりますので、支出済の費用だけでなく、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算額で申請することも可能です。
また、領収証等の証拠となる書類を保管しておいてください。（実績報告で必要になります）

2. 交付申請書を作成（申請書および事業計画書の入手方法）

- 申請は、事業所・施設をとりまとめて法人で行ってください。
申請時に必要な書類は下記のホームページより、ダウンロードできます。
<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shougai/kinkyuhoukatu.html>

3. 交付申請について

- 申請書類の提出は、事務局に原則、郵送および電子メールにて行います。
※郵送は、簡易書留としてください。
その際、封筒に「コロナ感染症緊急包括支援事業補助金（障がい分）申請書」と朱書きください。
※電子メールは、「fukui-shogai@tobutoptours.co.jp」宛に申請書Excelファイルを添付してお送りください。
※事務局による申請書受付は令和2年10月までとなります。

4. 慰労金・支援金の交付

- 内容を審査後、法人に交付決定を行います。

（1）慰労金の交付

法人は、県からの慰労金の資金交付後、対象となる職員へ慰労金をお支払いください。慰労金支給後は、支給した職員から受領書を受領してください。（受領書は実績報告で必要になります。）

なお、実績報告は、県からの慰労金の資金交付後、30日以内に提出が必要ですので、期限までに職員に慰労金を支給の上、実績報告をお願いします。

* 慰労金は非課税所得となります。給与等とは別に振り込むことなどにより、源泉徴収しないように注意してください。

* 給料とは別に慰労金を振り込む際の振込手数料も助成の対象となります。証拠となる書類を実績報告時にあわせてご提出ください。

（2）支援金の交付

法人は事業完了後、領収書等の支出の証拠となる書類等を実績報告時に提出してください。実績報告の内容を審査の上、県から法人に支援金を交付します。

（3）概算交付された慰労金については、実績報告で概算交付額を下回った場合は、差額の返還が必要になります。

〈申請書提出先・お問合せ先〉

福井県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業事務局

住所：〒910-0006 福井県福井市中央3-13-1福井北国ビル4階

電話番号：0776-43-6994

電子メール：fukui-shogai@tobutoptours.co.jp

受付時間：9月～10月⇒毎日 8:30～17:00 / 11月～3月⇒平日のみ 8:30～17:00

〔事業の詳細はこちら <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shougai/kinkyuhoukatu.html>〕

※新型コロナウイルス感染拡大の観点から、事務局への来訪はご遠慮願います。

申請方法（退職者用）

1. 申請方法

- 勤務されていた事業所・施設を運営している法人または個人で申請してください。
個人で申請する場合は、勤務していた事業所・施設を運営している法人の勤務証明など必要な書類を揃えた上で、事務局へ直接申請していただきます。

2. 交付申請書を作成（申請書および事業計画書の入手方法）

- 申請時に必要な書類は下記のホームページより、ダウンロードできます。
<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shougai/kinkyuhoukatu.html>

3. 交付申請について

- 申請書類の提出は、事務局に原則、郵送および電子メールにて行います。
※郵送は、簡易書留としてください。
その際、封筒に「コロナ感染症緊急包括支援事業補助金（障がい分）申請書」と朱書きください。
※電子メールアドレスは、「fukui-shogai@tobutoptours.co.jp」に申請書を添付してください。
※事務局による申請書受付は令和2年10月までとなります。

4. 事務局で確認後、交付

- 事務局が申請内容を確認後、慰労金が交付されます。

〈申請書提出先・お問合せ先〉

福井県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業事務局

住 所：〒910-0006 福井県福井市中央3-13-1福井北国ビル4階

電話番号：0776-43-6994

電子メール：fukui-shogai@tobutoptours.co.jp

受付時間：9月～10月⇒毎日 8:30～17:00／11月～3月⇒平日のみ 8:30～17:00

〔事業の詳細はこちら <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shougai/kinkyuhoukatu.html>

※新型コロナウイルス感染拡大の観点から、事務局への来訪はご遠慮願います。

Q&A（退職者用）

【Q1】事業所・施設をすでに退職している職員の場合、どのように申請すればよいでしょうか。

- (A1) 原則として勤務されていた事業所・施設を運営している法人または個人で申請してください。個人で申請する場合は、勤務していた事業所・施設を運営している法人の勤務証明など必要な書類を揃えた上で、本事業事務局へ、直接申請いただくこととなります。

【Q2】すでに退職した職員の慰労金の申請について、勤務証明書はどのように取得すればよいか。

- (A2) 以前勤務していた事業所等を運営している法人に県が示している勤務証明書の様式にご記入いただき、取得してください。県が指定した様式以外は認められません。なお、勤務していた事業所等が閉鎖により証明書が取得できない場合は、事務局にご相談下さい。

【Q1】慰労金について居宅介護事業所等の事務員等は対象に含まれますか。

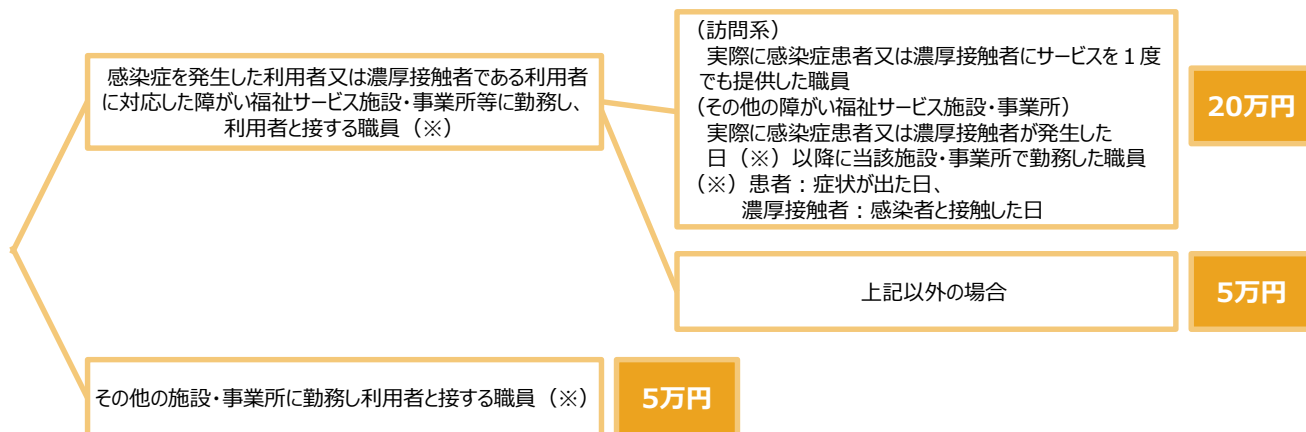
(A1) 居宅介護事業所等において、感染症対策に配慮したサービス提供をヘルパー等と一体となって実現している場合には対象となります。なお、対象期間に訪問サービスを提供していないサービス提供責任者やヘルパーについても同様の取扱いとなります。

【Q2】地域生活支援事業の事業所で、慰労金の対象となる事業は何ですか？

(A2) 慰労金の支給対象となる地域生活支援事業は、障がい福祉サービスに準じる以下の事業となります。
 (市町村事業)
 地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、福祉ホーム、移動支援事業、訪問入浴サービス、障害者相談支援事業、基幹相談支援
 (都道府県事業)
 盲人ホーム、福祉ホーム、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

【Q3】慰労金の対象者について具体的に教えてください。

(A3) 以下のフローチャートをご覧ください。なお、職種による限定はしていません。



(※) 対象期間 (3/18 (福井県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日) から6/30までの間)
 地域生活支援事業については4/14から5/17までの間 (福井県における緊急事態宣言発令中)

【Q4】慰労金の支給の要件である「利用者と接する」とはどこまで含まれるのでしょうか。

(A4) 利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がある建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象とはなりません。

【Q5】派遣労働者や業務委託受託者の従事者は慰労金交付の対象となりますか。

(A5) 派遣労働者、業務委託受託者も、利用者との接触を伴い、かつ、継続して提供が必要な業務を行う場合は、慰労金の対象となります。派遣労働者や業務委託受託者の従事者への慰労金支払いは、事業所・施設と派遣会社・受託会社との調整により、どちらで行っても構いません。ただし、交付申請は、障がい福祉サービス事業所・施設等を運営する法人が行って下さい。

〈お問合せ先〉

〈お問合せ先〉
 福井県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業事務局
 電話番号 0776-43-6994 (9/7以降)
 受付時間 9月～10月：毎日 8:30～17:00
 11月～3月：平日のみ 8:30～17:00

※事業の詳細はこちら

福井県緊急包括支援事業

検索

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shougai/kinkyuhoukatu.html>